



# かけはし

## 第53号

令和5年3月15日

編集・発行  
須賀川市農業委員会  
TEL.0248-88-9165  
(直通)



いちご 1パック  
とちおとめ  
500円



### 新規就農者の紹介 夫婦でいちごづくり!(仁井田)

櫻村翔太さんは昨年7月に市の認定を受け、父の所有する農地を借りて農業を始めました。農業を行う両親の姿を見て育った櫻村さんは、小さいころから農業が好きで、農業高校・農業短期大学校へ進み専門知識を身につけました。現在は、同じく高校や大学で農業を学んだ妻の希美さんと二人三脚で「とちおとめ」約3,000株をハウス栽培しています。

この冬、初めての収穫時期を迎えましたが、苗を植えるタイミングが遅く、需要の多いクリスマスに間に合わなかったそうです。課題もありますが、コイン精米所をリサイクルし、イチゴの自動販売機を設置したり、SNSを利用して販売促進を行ったり、試行錯誤しながら頑張っています。

将来は、1万本位まで株数を増やし、経営規模も拡大し、ネット販売などにも挑戦したいとのことで、今後の活躍が期待されます。

広報委員 根本 芳一

### 目次

- ・表紙～新規就農者紹介～ …… 1
- ・農業委員・農地利用最適化推進委員活動紹介 …… 2
- ・相続届出について …… 3
- ・非農地証明と農地転用 …… 3
- ・仁井田大堰完成しました …… 3
- ・農業委員・農地利用最適化推進委員の募集 …… 4
- ・編集後記・広報委員紹介 …… 4

# 農業委員・農地利用最適化推進委員は こんな活動をしています!



## 令和4年度 福島県下農業委員会大会に参加して

広報委員長 関根 要一

11月10日(木)に令和4年度福島県下農業委員会大会がパルセイイざかで開催されました。コロナ禍のため農業委員と農地利用最適化推進委員計17名の参加となりました。

大会では「本県農業の発展に向けた要請書」や「令和5年度県農業施策に関する意見書」の提出などについて報告がありました。また、「農業委員会活動強化に関する申し合わせ」についても決議をして参りました。

引き続き、弘前大学教授の平井太郎氏による記念公演が行われました。「新しい農業、農村振興の形と農業委員会に期待すること」と題し、まちづくりの形式を農村振興に持ち込んだ事例を交えながら紹介して頂きました。中でも農外複合経営と中山間直払のあわせ技については興味のある話でした。今回学んできた事を今後の委員会活動につなげていきたいと思っております。



## 令和4年度市長との意見交換会に参加して

広報副委員長 小枝 宏嗣

12月21日(水)、「令和4年度市長との意見交換会」が行われ、農業委員、農地利用最適化推進委員など約50名が参加しました。

始めに経済環境部長、農政課長から「新型コロナウイルス緊急事業及び原油価格・物価高騰緊急対策事業」などの支援事業や、昨年9月に提出した「農地等の利用の最適化の推進に関する意見書」に対する市の取組方針について説明があり、その後、市長との意見交換を行いました。

最後に橋本市長から「コロナ禍やウクライナ危機で顕在化した食料などの自給率向上について、今後、国が意識し、大きな変化を打ち出す考えである。その際に人・農地プランの有無が国・県からの支援内容に大きく関わってくることから、各委員の皆さんと一緒に考えていきたいので力をお借りしたい。」とお話がありました。



**Q** 市の園芸用ハウス加温施設補助については、終了しているが、今後、追加の支援策はあるのか

**A** 現在まで国の施策を活用しながら取り組んでおり、コロナ禍や原油高に対する影響の長期化を見据え、実態や状況を把握しながら実効性のある対策を取り組んでいく考えである。

**Q** 地元野菜の直売所や、貸出農園等の農業体験施設を整備することで、農業者、市民、消費者が「つ」にまとまり、農業を取り巻く様々な課題の解決につながるのではないかと。

**A** 現在、牡丹園の隣接地で道の駅を軸とした施設の基本構想を取りまとめしており、今後スマート農業と再生可能エネルギーのコラボレーション施設や、牡丹園と一体的な観光機能などを公民連携で検討しながら、農業振興やエネルギーの地産地消を推進していく考えである。

## 農地を相続したときは、**届出**が必要ですよ!!

土地の所有者が亡くなった後、相続により農地の権利を取得した場合は、農業委員会へ届出が必要です。法務局で相続登記が完了した後に、次の書類を速やかに提出してください。



- 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書(相続届)
- 2 農地を取得したことを証明する書類(登記事項証明書、登記完了証等のコピー)

令和6年4月1日からは、相続登記が義務化されます。過去に相続をして、手続きを行っていない土地についても適用されるので、該当の土地がありましたら 登記手続きをお願いします。

## 非農地証明と農地転用について

登記簿上の地目が「田」または「畑」となっている土地で、すでに山林化しているなど今後も農地として利用することができない場合、農業委員会で現地調査をし、厳正な審査をした上で非農地であることを証明します。非農地証明書を添付することで地目変更の登記申請を行うことができますが、単に耕作放棄されている(荒れている)農地ということでは非農地証明は出ません。

また、農地を農業委員会の許可なく農地以外の目的で使用している場合には、違反転用とみなされ、原則として元の農地に戻していただくこととなります。農地を農地以外に転用したい場合には、必ず事前に農業委員会へご相談ください。

※詳しくは農業委員会事務局(☎88-9165)までお問い合わせください。

## 仁井田大堰が完成しました!

令和元年10月に発生した台風19号により、舘ヶ岡の「仁井田大堰」は、一級河川滑川の氾濫により左岸の護岸が流出する被害を受け、農業用水が取水できない状況になりました。

流域38haの水田の取水機能回復のため、令和2年5月に仮取水管設置が完了し、工期延期があったものの、令和4年4月に工事完了し、農業用水の安定供給ができるようになりました。

広報委員 根本 芳一



台風19号による被害



完成した「仁井田大堰」

# 農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

須賀川市では、令和5年7月19日をもって任期満了となる農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します。

## 主な業務内容

### 農業委員 <任期：令和5年7月20日～令和8年7月19日>

- 1 毎月の農業委員会総会へ出席し、農地の権利移動許可や転用許可の審議決定
- 2 農地利用最適化推進指針を作成し、関係行政機関へ農地利用最適化施策についての意見決定
- 3 農地利用最適化推進委員と連携し、農地パトロールや農地利用状況調査を実施 など

### 農地利用最適化推進委員 <任期：委嘱日～令和8年7月19日>

- 1 担当地区の「農地等の利用の最適化」に向け、担い手へ農地集積の促進
- 2 遊休農地の発生防止・解消へ向けた取り組み
- 3 農地所有者と調整を行い、農業へ新規参入の促進 など

## 応募方法

- ・一般推薦、団体推薦、応募（自薦）の3種類の応募方法があります。
- ・所定の届出様式（応募種別）に必要事項を記入のうえ、農業委員会事務局へ直接持参していただくか、郵送で提出ください。

## 募集期間

令和5年3月1日(水)～3月31日(金) 必着  
(持参される場合は、土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとなります)

## 応募様式

須賀川市ホームページに掲載しています。

[ 提出・問合せ先 ] 須賀川市農業委員会事務局 ☎88-9165



委員募集

## 広報委員紹介

- ◆ 関根 要一(広報委員長・大東地区)
- ◆ 小枝 宏嗣(広報副委員長・西袋地区)
- ◆ 村上 節夫(須賀川・浜田地区)
- ◆ 関口 明夫(稲田地区)
- ◆ 橋本 孝一(小塩江地区)
- ◆ 根本 芳一(仁井田地区)
- ◆ 加藤 梅子(長沼地区)
- ◆ 矢吹 正則(岩瀬地区)



## 編集後記

木々の芽も膨らみ、春の訪れを告げる季節となつてまいりました。未だに続く、新型コロナウイルス感染症は終息せず、各種の行事やイベントが中止または規模縮小となる現状です。

農業経営にあたっては、肥料・飼料・燃料等の価格沸騰で苦しい状況が続いています。改善することを願うばかりです。

今後も「かけはし」を通して、農家の皆様に少しでもお役に立てる情報の発信をまいります。

広報委員 矢吹 正則